

「清水町マイプラン講座」事業実施要綱

1 趣旨

この事業は、町民が自主的に行う学習会を、町が支援することにより、町民の学習意欲に応え生涯学習の推進を図ることを目的とする。

2 名称

本事業の名称は、「清水町マイプラン講座」（以下「講座」）とする

3 主催

清水町教育委員会

4 主管

清水町中央公民館

5 対象

講座の開設を申請できるのは、町内に在住又は勤務する5人以上で構成する団体とする。ただし、政治又は宗教に係る団体、営利を目的とする団体、既存の社会教育関係の団体は除く。

6 実施期間

講座の実施期間は、決定した日から当該年度末までとする。

7 開設場所

講座の開設場所は、原則として清水町内の公共的施設とする。

8 開設方法及び開設内容等

- (1) 講座の開設を希望する者は、申請書を教育委員会へ提出する。
- (2) 開設する学習分野は、趣味教養・家庭生活・芸術・技術の範囲とする。
- (3) 講座の講師は、団体外部の者とする。
- (4) 講座は、町広報紙等にて町民に広く参加を呼びかけるものとする。
- (5) 講座終了後は、実施報告書を教育委員会へ提出する。

9 開設の決定

教育委員会は、申請書を審査したのち、開設決定を通知する。

10 費用の負担

- (1) 教育委員会は、「清水町社会教育事業謝礼基準」に基づき予算の範囲内で講師謝礼金相当を負担する。
- (2) 社会教育施設を利用して講座を開設する場合は、その使用料を免除できるものとする。

11 申請内容の変更

申請者が決定後にその内容を変更する場合は、変更内容及び理由等を教育委員会に届出るものとする。

12 利用制限

マイプラン講座の利用は、1団体につき年度内1講座とし、3年度間を限度とする。

13 附則

- (1) この要綱に定めるもののほか、マイプラン講座の運営に必要な事項は別に定める。
- (2) この要綱は、平成26年6月15日から施行する。
- (3) 平成25年11月15日施行の「清水町マイプラン講座実施要領」は、本要綱施行後廃止する。